

平成26年度

健康福祉部 組織目標設定シート

組織の方針	今年度の目標設定		
A 組織の方針(使命) 組織の基本方針又は使命	B 重点目標項目 組織の課題のうち今年度取り組むものを優先順に	C 設定理由・考え方 どのようなニーズに基づくのか どのような成果を目指すのか (できるだけ定量的に記入)	D 活動(手段) 重点目標項目を実現するため行う活動や手段
<p>子供から高齢者まで、誰もが生涯にわたって健康で安心して暮らせる地域社会を目指し、健康福祉部各課が課題としている事業や実施計画で計上されている事業等を確実に推進すること。</p>	<p>1. 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業の適切かつ迅速な執行</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消費税引き上げに伴い、低所得者及び子育て世帯への影響を緩和するために支給される2つの給付金の円滑な支給。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度内容の広報 本市全世帯に郵送による制度案内(調査同意書同封) 同意された世帯を対象に受給資格確認 申請書の郵送 給付申請書の受付 給付開始
	<p>2. 子ども・子育て支援事業計画の策定(25~26年度策定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援法に基づき、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供と、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育ての支援の充実を目指す計画を策定。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て会議の開催 パブコメの実施 計画に関連する条例の制定
	<p>3. 高齢者保健福祉計画の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成24~26年度の高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画の適切な推進。 老人福祉法及び介護保険法に基づき、平成27年度からの次期高齢者保健福祉計画および第6期介護保険事業計画を策定。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホームを開設する。 高齢者いきいきポイント事業の本格実施。 認知症対策事業を実施する ニーズ調査 10年間の見込みを作成した上で3年間の計画を策定する。 介護保険料の決定 パブコメの実施
	<p>4. 「障害者基本計画」と「障害福祉計画」の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障害者基本法に基づく「障害者基本計画」と障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」を同時に更新し、整合をはかるとともに更新時期を同調させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 現計画の進行状況の取りまとめ アンケートの実施 計画策定委員会の開催 パブコメの実施
	<p>5. 新型インフルエンザ市町村行動計画の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づく市町村行動計画として策定。 	<ul style="list-style-type: none"> 素案策定 パブリックコメントの実施
	<p>6. 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動支援に関する取組の具体化を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 5地域でのモデル事業の実施

組織の方針	今年度の目標設定		
A 組織の方針(使命) 組織の基本方針又は使命	B 重点目標項目 組織の課題のうち今年度取り組むものを優先順に	C 設定理由・考え方 どのようなニーズに基づくのか どのような成果を目指すのか (できるだけ定量的に記入)	D 活動(手段) 重点目標項目を実現するため行う活動や手段
	7. 保育所・保育園の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新築移転する三山木保育所の進捗を図る。 ・ 使用している施設の賃貸借契約が満了となる松井ヶ丘保育園分園の移転事業を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年 4 月の開所に向け関係者による定例会を開催し、進捗管理に努める。 ・ 分園の運営が途切れないよう協議を進める。
	8. 社会福祉センターの改修事業の円滑な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉センターの老朽に伴う修繕、バリアフリー化等の機能充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業者選定、工事準備・足場等の設置 ・ 9月～10月工事開始、センター使用停止（社協事務局は機能継続） ・ 11月中旬 工事完了、一般利用開始
	9. 障害者虐待防止体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待発生時の職員の対応のマニュアル化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待防止マニュアルの作成